



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*34 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課)..... 1

○ 告示

*319 職員の駐在に関する告示 (行政改革課)..... 7

規 則

和歌山県規則第34号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(局、課及び班) 第6条 和歌山県部設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。				(局、課及び班) 第6条 和歌山県部設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。			
部	局	課	班	部	局	課	班
略				略			
福祉保健部	健康局	医務課	医事調整班 医療戦略推進班 地域医療班 看護班 公立大学法人班	福祉保健部	健康局	医務課	医事調整班 医療戦略推進班 地域医療班 看護班
			健康推進課				健康対策班 がん・疾病対策班 感染症対策班 ワクチン接種支援班 母子保健班
	略	略	略	略			
略				略			
(課の中に置く室等) 第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。				(課の中に置く室等) 第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。			
略				略			

長寿社会課	略
略	

2・3 略

4 検査・技術支援課長は、その所掌する事務の執行の便宜を図るため、この規則に定めるもののほか、知事の承認を得て、必要な地に、職員を駐在させることができる。

5 前項の規定により、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項は別に定める。

。

(政策審議課の任務及び所掌事務)

第12条 政策審議課は、政策形成及び展開に資する情報の収集、分析及び調査を行い、県の施策の企画及び調整を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 知事会、関西広域連合その他広域連携に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

(6)～(10) 略

(総務部各課の任務及び所掌事務)

第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～財政課 略

税務課

税務課は、県税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(3) 略

(4) 自動車税証紙特別会計に関すること。

(5)～(9) 略

市町村課～災害対策課 略

(企画部各課の任務及び所掌事務)

第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画総務課～地域政策課 略

移住定住推進課

移住定住推進課は、過疎地域の再生・活性化を図り、定住を推進するとともに、和歌山県への移住・交流を推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)の施行に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

(2)～(7) 略

総合交通政策課 略

人権政策課

人権政策課は、人権尊重の社会づくりを推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(3) 略

(4) 差別事件への対応に関すること。

(5) 略

人権施策推進課 略

(環境生活部各課の任務及び所掌事務)

第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

環境生活総務課

環境生活総務課は、環境生活政策の総合調整を行い、良好な環境の創出を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

長寿社会課	略
医務課	公立大学法人室
略	

2・3 略

4 検査・技術支援課長は、その所掌する事務の執行の便宜を図るため、この規則に定めるもののほか、知事の承認を得て、必要な地に、職員を駐在させることができる。

5 前項の規定により、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項は別に定める。

。

(政策審議課の任務及び所掌事務)

第12条 政策審議課は、政策形成及び展開に資する情報の収集、分析及び調査を行い、県の施策の企画及び調整を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 知事会に関すること。

(6)～(10) 略

(総務部各課の任務及び所掌事務)

第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～財政課 略

税務課

税務課は、県税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(3) 略

(4) 自動車税等証紙特別会計に関すること。

(5)～(9) 略

市町村課～災害対策課 略

(企画部各課の任務及び所掌事務)

第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画総務課～地域政策課 略

移住定住推進課

移住定住推進課は、過疎地域の再生・活性化を図り、定住を推進するとともに、和歌山県への移住・交流を推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)の施行に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

(2)～(7) 略

総合交通政策課 略

人権政策課

人権政策課は、人権尊重の社会づくりを推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(3) 略

(4) 差別事件の処理に関すること。

(5) 略

人権施策推進課 略

(環境生活部各課の任務及び所掌事務)

第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

環境生活総務課

環境生活総務課は、環境生活政策の総合調整を行い、良好な環境の創出を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7)～(24) 略

循環型社会推進課

循環型社会推進課は、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を促進し、廃棄物の適正処理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(16) 略

(17) 災害により生じた廃棄物の処理に関すること。

(18) 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 (平成21年法律第82号) の施行に関すること。

(19)・(20) 略

環境管理課～食品・生活衛生課 略

第22条 略

(商工観光労働部各課の任務及び所掌事務)
第23条 商工観光労働部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

商工観光労働総務課～公営企業課 略

労働政策課

労働政策課は、労使関係の安定及び就業支援を行い、労働者の福祉の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭和41年法律第132号) の施行に関すること。

(8)～(15) 略

企業振興課

企業振興課は、和歌山県内企業及び産業との連携を強化するとともに、企業ニーズを踏まえた総合的支援を行い、県内産業の育成・発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7)～(13) 略

産業技術政策課 略

企業立地課

企業立地課は、企業誘致を行い、新たな産業の創出と雇用の場の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 略

(2)～(5) 略

(6) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (平成19年法律第40号) の施行に関すること。

(7) 略

観光振興課・観光交流課 略

(農林水産部各課の任務及び所掌事務)
第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

農林水産総務課は、農林水産施策の総合調整を行い、農林水産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) わかやまノーレジ袋推進協議会に関すること。

(8)～(25) 略

循環型社会推進課

循環型社会推進課は、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を促進し、廃棄物の適正処理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(16) 略

(17)・(18) 略

環境管理課～食品・生活衛生課 略

第22条 略

2 公立大学法人室においては、医務課の所掌事務のうち、前条医務課の項第22号に掲げる事務を所掌する。

(商工観光労働部各課の任務及び所掌事務)
第23条 商工観光労働部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

商工観光労働総務課～公営企業課 略

労働政策課

労働政策課は、労使関係の安定及び就業支援を行い、労働者の福祉の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 雇用対策法 (昭和41年法律第132号) の施行に関すること。

(8)～(15) 略

企業振興課

企業振興課は、和歌山県内企業及び産業との連携を強化するとともに、企業ニーズを踏まえた総合的支援を行い、県内産業の育成・発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 産業活力再生特別措置法 (平成11年法律第131号) の施行に関すること。

(8)～(14) 略

産業技術政策課 略

企業立地課

企業立地課は、企業誘致を行い、新たな産業の創出と雇用の場の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 略

(2) 工場立地法 (昭和34年法律第24号) の施行に関すること。

(3)～(6) 略

(7) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 (平成19年法律第40号) の施行に関すること。

(8) 略

観光振興課・観光交流課 略

(農林水産部各課の任務及び所掌事務)
第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

農林水産総務課は、農林水産施策の総合調整を行い、農林水産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(16) 略

(17) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号) の施行に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)。

(18)・(19) 略

食品流通課・農業農村整備課 略

果樹園芸課

果樹園芸課は、農産物の生産振興及び農業環境の保全を図ること並びに食育の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(13) 略

(14) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号) 及び肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号) の施行に関すること。

(15)～(24) 略

(25) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に関すること (環境保全型農業直接支払交付金に関することに限る。)。

(26) バイオマスの利活用推進に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)。

(27)～(29) 略

畜産課・経営支援課 略

林業振興課

林業振興課は、森林資源の適正管理及び紀州材の需要拡大対策及び山村の生活環境整備を行い、林業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 地域森林計画等 (市町村森林整備計画を含む。) の樹立、変更及び指導に関すること。

(2)～(13) 略

(14)～(33) 略

森林整備課～資源管理課 略

第26条 略

2 里地・里山振興室においては、農林水産総務課の所掌事務のうち、前条農林水産総務課の項第15号から第18号までに掲げる事務を所掌する。

3 農業環境・鳥獣害対策室においては、果樹園芸課の所掌事務のうち、前条果樹園芸課の項第13号から第27号までに掲げる事務を所掌する。

(総務県民課の所掌事務)

第36条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6)～(24) 略

2 前項の規定にかかわらず、海草振興局地域振興部総務県民課においては、同項第5号、第8号、第12号及び第15号に規定する事務を所掌しない。

(企画産業課の所掌事務)

第36条の2 企画産業課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3)～(12) 略

2～4 略

(農業水産振興課の所掌事務)

第46条 略

(1)～(16) 略

(17) 中山間地域等直接支払制度に関すること。

(18) 多面的機能支払交付金に関すること。

(19)・(20) 略

食品流通課・農業農村整備課 略

果樹園芸課

果樹園芸課は、農産物の生産振興及び農業環境の保全を図ること並びに食育の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(13) 略

(14) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号) 及び肥料取締法 (昭和25年法律第127号) の施行に関すること。

(15)～(24) 略

(25) 環境保全型農業直接支払制度に関すること。

(26) バイオマスの利活用推進 (県バイオマス総合利活用マスタープラン推進) に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)。

(27)～(29) 略

畜産課・経営支援課 略

林業振興課

林業振興課は、森林資源の適正管理及び紀州材の需要拡大対策及び山村の生活環境整備を行い、林業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 地域森林計画の樹立及び指導に関すること。

(2)～(13) 略

(14) 森林・林業再生基盤づくり交付金に関すること。

(15)～(34) 略

森林整備課～資源管理課 略

第26条 略

2 里地・里山振興室においては、農林水産総務課の所掌事務のうち、前条農林水産総務課の項第15号から第19号までに掲げる事務を所掌する。

3 農業環境・鳥獣害対策室においては、果樹園芸課の所掌事務のうち、前条果樹園芸課の項第14号から第28号までに掲げる事務を所掌する。

(総務県民課の所掌事務)

第36条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 局及び所管区域内地方機関の職員の通勤手当に関すること。

(7)～(25) 略

2 前項の規定にかかわらず、海草振興局地域振興部総務県民課においては、同項第5号、第6号、第9号、第13号及び第16号に規定する事務を所掌しない。

(企画産業課の所掌事務)

第36条の2 企画産業課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 地方機関連絡会議に関すること。

(4)～(13) 略

2～4 略

(農業水産振興課の所掌事務)

第46条 略

- 2 略
- 3 海草振興局農林水産振興部、伊都振興局農林水産振興部、有田振興局農林水産振興部、日高振興局農林水産振興部及び西牟婁振興局農林水産振興部の農業水産振興課においては、第1項に規定する事務のほか、世界農業遺産及び日本農業遺産に関する事務を所掌する。
- 4 略

(農地課の所掌事務)

第48条 農地課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(11) 略
- (12) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に関すること(環境保全型農業直接支払交付金に関するものを除く。)。
- (13)・(14) 略
- (15)～(19) 略

(出張所等の所掌事務)

第64条 略
2～4 略

- 5 東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 略
 - (2) 近畿自動車道紀勢線(串本町と那智勝浦町の間に限る。)の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関すること。
 - (3) 近畿自動車道紀勢線(串本町と那智勝浦町の間に限る。)の建設に伴う用地取得事務に関すること。
 - (4) 近畿自動車道紀勢線(串本町と那智勝浦町の間に限る。)の建設に伴う地元町との調整に関すること。

(衛生環境課の所掌事務)

第137条 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(22) 略
- (23) 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例の施行に関すること。
- (24) 略

(部長、課長等)

第211条 略
2 略

- 3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本庁	略	略
	参事	略
	広域連携担当参事	上司の命を受け、広域連携に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
	略	
略		

- 2 略
- 3 海草振興局農林水産振興部、伊都振興局農林水産振興部、有田振興局農林水産振興部、日高振興局農林水産振興部及び西牟婁振興局農林水産振興部の農林水産振興課においては、第1項に規定する事務のほか、世界農業遺産及び日本農業遺産に関する事務を所掌する。
- 4 略

(農地課の所掌事務)

第48条 農地課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(11) 略
- (12) 中山間地域等直接支払制度に関すること。
- (13)・(14) 略
- (15) 多面的機能支払交付金に関すること。
- (16)～(20) 略

(出張所等の所掌事務)

第64条 略
2～4 略

- 5 東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 略
 - (2) 近畿自動車道紀勢線(すさみ町と那智勝浦町の間に限る。)の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関すること。
 - (3) 近畿自動車道紀勢線(すさみ町と那智勝浦町の間に限る。)の建設に伴う用地取得事務に関すること。
 - (4) 近畿自動車道紀勢線(すさみ町と那智勝浦町の間に限る。)の建設に伴う地元町との調整に関すること。

(衛生環境課の所掌事務)

第137条 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(22) 略
- (23) 略

(部長、課長等)

第211条 略
2 略

- 3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本庁	略	略
	参事	略
	略	
	略	
略		

(所長、課長等)

第212条 略

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
地方機関	略	略
	次長（東京事務所にあつては所長代理、消防学校及び農林大学校にあつては副校長、高等看護学院及び産業技術専門学院にあつては副学院長、なぎ看護学校にあつては副学校長、こころの医療センターにあつては副院長、工業技術センターにあつては副所長）	略
	略	
略		

別表第7（第51条、第63条、第67条、第220条関係）

振興局建設部のグループ

区分	事務所名及び課名	グループ名
略		
東牟婁振興局 新宮建設部	略	略
	用地課	用地グループ 新宮道路用 地グループ
	略	

(所長、課長等)

第212条 略

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
地方機関	略	略
	次長（消防学校及び農林大学校にあつては副校長、高等看護学院及び産業技術専門学院にあつては副学院長、なぎ看護学校にあつては副学校長、こころの医療センターにあつては副院長、工業技術センターにあつては副所長）	略
	略	
略		

別表第7（第51条、第63条、第67条、第220条関係）

振興局建設部のグループ

区分	事務所名及び課名	グループ名
略		
東牟婁振興局 新宮建設部	略	略
	用地課	用地グループ
	略	

第2条 和歌山県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(環境生活部各課の任務及び所掌事務)</p> <p>第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。 環境生活総務課～青少年・男女共同参画課 略 食品・生活衛生課 食品・生活衛生課は、食の安全・安心及び生活衛生の確保並びに動物の愛護及び適正管理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。 (1)～(17) 略</p>	<p>(環境生活部各課の任務及び所掌事務)</p> <p>第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。 環境生活総務課～青少年・男女共同参画課 略 食品・生活衛生課 食品・生活衛生課は、食の安全・安心及び生活衛生の確保並びに動物の愛護及び適正管理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。 (1)～(17) 略 (18) 和歌山県魚介類行商条例（昭和42年和歌山</p>

<p>(18)～(26) 略</p> <p>(衛生環境課の所掌事務)</p> <p>第137条 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(23) 略</p>	<p>県条例第7号)の施行に関すること。</p> <p>(19)～(27) 略</p> <p>(衛生環境課の所掌事務)</p> <p>第137条 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 和歌山県魚介類行商条例に関すること。</p> <p>(4)～(24) 略</p>
--	---

第3条 和歌山県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(農林水産部各課の任務及び所掌事務)</p> <p>第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>農林水産総務課 略</p> <p>食品流通課</p> <p>食品流通課は、県産農水産物及び加工食品の販売促進に取り組み、「おいしい！健康わかやま」の魅力を広めることを任務とし、次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県産農水産物及び加工食品の通信販売の支援に関すること。</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>農業農村整備課～資源管理課 略</p>	<p>(農林水産部各課の任務及び所掌事務)</p> <p>第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>農林水産総務課 略</p> <p>食品流通課</p> <p>食品流通課は、県産農水産物及び加工食品の販売促進に取り組み、「おいしい！健康わかやま」の魅力を広めることを任務とし、次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 「ふるさと和歌山わいわい市場」等通信販売の支援に関すること。</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>農業農村整備課～資源管理課 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和3年6月1日

(2) 第3条の規定 令和3年7月1日

(和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部改正)

2 和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則(平成10年和歌山県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号。以下「組織規則」という。)第36条第16号から第23号まで並びに第36条の2第2号及び第3号に掲げる事項</p> <p>2 略</p>	<p>1 和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号。以下「組織規則」という。)第36条第16号から第23号まで並びに第36条の2第2号及び第4号に掲げる事項</p> <p>2 略</p>

告 示

和歌山県告示第319号

和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)第7条第5項及び第208条第2項の規定に基づき、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項を次のように定め、令和3年4月1日から実施する。

令和2年和歌山県告示第1034号(職員の駐在に関する告示)は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 検査・技術支援課分室の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
検査・技術支援課分室	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	新宮駐在	1 工事の検査及び補助工事の現地調査（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内に係るものに限る。） 2 技術職員の技術力向上に関する事務 3 市町村への技術支援に関する事務

2 東牟婁振興局地域振興部の職員の駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町西向193	串本駐在	一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務

(2) 会計職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設部 串本古座高等学校 串本警察署	担当のかいの会計に関する事務

(3) 物品調達職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい等	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設部 畜産試験場 水産試験場 串本古座高等学校 串本警察署	担当のかい等の物品調達に関する事務

3 振興局建設部の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	海草郡紀美野町下佐々1099	紀美野詰所	海草郡紀美野町 海南市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
日高振興局建設部	日高郡日高川町川原河230	日高川詰所	日高郡日高川町の一部 印南町の一部 みなべ町の一部	
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村西376	龍神駐在	田辺市の一部	1 土木事業の調査、測量、設計施行及び監督 2 出願に係る土木事業の調査、指導及び監督
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮駐在	田辺市の一部	
	田辺市龍神村西376	龍神詰所	田辺市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理

	田辺市本宮町本宮2 54の4	本宮詰所	田辺市の一部	
--	-------------------	------	--------	--

4 交通事故相談所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
和歌山県交通事故 相談所	田辺市朝日ヶ丘23- 1	田辺駐在	田辺市 西牟婁郡	交通事故相談に関する 事務
	新宮市緑ヶ丘二丁 目4-8	新宮駐在	新宮市 東牟婁郡	

5 田辺産業技術専門学院の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県立田辺産業技術 専門学院	田辺市新庄町3353-9	分教室	情報システム科の職業訓練 に関する事務

6 世界遺産センターの職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県世界遺産セン ター	伊都郡高野町高野山357	高野地域駐在	世界遺産の保全、活用及び 啓発に関する事務

7 林業試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県林業試験場	田辺市中辺路町栗栖川 291	中辺路試験地	林業試験地における軽易な 栽培調査及び管理

8 水産試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県水産試験場	紀の川市桃山町調月32-3	内水面試験地	内水面漁業に関する調査、 研究及び管理

9 農作物病虫害防除所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県農作物病虫害防 除所	紀の川市粉河3336	紀の川駐在	農作物の病虫害防除に関す る事務
	有田郡有田川町奥751の1	有田川駐在	
	日高郡みなべ町東本庄141 6-7	みなべ駐在	